

# 仁礼小学校PTA会則 (案)

## (名 称)

第1条 本会は、仁礼小学校PTAといい、事務局を仁礼小学校に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、児童の健全育成を目的とし、会員の協力によって学校並びに家庭の教育への理解を深め、教育の振興につとめるとともに、校外における生活指導、地域の教育環境の改善充実を図るため会員相互の学習やその他必要な活動を行う。

## (会 員)

第3条 本会の会員は、次の通りとする。

(1) 正 会 員 全校児童の保護者並びに学校職員

## (方 針)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、民主的な社会教育団体であり、特定の政党、宗教等を支持するものではない。
- (2) 本会は、自主独立のものであり、他のいかなる団体の干渉も受けるものではない。
- (3) 本会は、学校の人事その他管理について干渉するものではない。

## (事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童の教育についての研究、会員の教養、研修に関すること。
- (2) 児童の校外生活並びに交通安全に関すること。
- (3) 児童の保健厚生、福祉に関すること。
- (4) 教育環境並びに施設の充実、整備に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するため必要と認めた事業。

## (役 員)

第6条 第1項 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名 (男女各1名)
- (3) 幹 事 4名 (保護者1名と教職員3名)
- (4) 監 事 2名
- (5) 支部長代表 9名
- (6) 学年会長 学年各1名
- (7) 学年副会長 各学年1名 (第1～5学年が単学級の場合は学級副会長が兼務)
- (8) 専門部員 必要人数
- (9) 理 事 必要人数

(10) 評議員 必要人数

(11) 顧問 若干名

2 前項第1号から第3号に定める役員を本部役員とする。また第5号から第8号に定める役員により専門部を組織する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 幹事 庶務、会計にあたる。
- (4) 監事 会計監査にあたる。
- (5) 専門部員 専門部を組織し、それぞれの部会の業務を行う。
- (6) 理事 理事会を組織し会長の諮問に答え会務を執行する。
- (7) 評議員 評議員会を組織し会長の諮問に答える。

(役員の選出)

第8条 役員の選出方法は、次の通りとする。なお、第6条第1項第1号から第3号までの役員は、別に定める役員選考規定に基づき決定する。

- (1) 監事 過去においてPTA副会長及び幹事を経験した者から選出し、総会にて承認を得る。但し、他の役員を兼務することはできない。
- (2) 支部長 各町別支部において、正会員中より選出する。  
(ブロックは、仙仁浅間塚〈瀬之脇・宇原・西原・福沢を含む〉、中村〈常盤・新田を含む〉、関谷、柄倉、亀倉①、亀倉②、夏端、米子、塩野の9ブロックとする。)
- (3) 支部長代表 支部長の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (4) 学年会長・副会長  
学級会長の互選により選出する。但し、第6学年が単学級の場合は学級において、正会員中より選出する。
- (5) 専門部員 各町別支部または各学級において、正会員中より選出する。なお、学年代表部は各学級会長及び第6学年が単学級の場合は学年副会長、教養広報部は各学級副会長を部員とする。
- (6) 専門部長・副部長  
専門部員の互選により選出し、総会の承認を得る。但し、学年代表部長は第6学年会長、副部長は第6学年副会長、教養広報部長および副部長は第6学年学級副会長がこれにあたる。
- (7) 理事 副会長、幹事、専門部長がこれにあたり、会長は理事会の議長となる。
- (8) 評議員 副会長、幹事、支部長代表、学年会長、専門部正副部長、学校職員代表がこれにあたり、会長は評議員会の議長となる。
- (9) 顧問 前年度の会長及び必要に応じて会長が推薦する者とし、理事評議員会の承認を得る。

## (会議)

第9条 本会に次の機関をおき、具体的事業を運営する。

### (1) 総会

会長の招集により、定期総会を年1回年度当初に開き、次の事項を行う。その他必要に応じ臨時に開くことができる。

- ・役員の確認及び承認
- ・事業報告の承認
- ・決算の報告及び予算の承認
- ・会則の変更の承認
- ・その他必要と認めた事業

### (2) 三役会

会長はこれを招集し、次の事項を行う。

- ・予算編成
- ・事業計画
- ・評議員会へ提出する議案の審議
- ・その他必要と認めた事業

### (3) 理事評議員会

会長はこれを招集し、次の事項を行う。

- ・会長、副会長、幹事、顧問の承認並びに役員編成についての審議、決定
- ・総会行事の決定
- ・決算の承認並びに予算の議決
- ・会則の変更についての審議、決定
- ・会の運営や事業計画についての審議、決定
- ・その他緊急必要事項についての総会にかわる議決
- ・その他必要な規定の制定

### (4) 学級・学年PTA総会

各学級・学年会長がこれを招集し、学級及び学年の教育推進に関する事業を行う。

### (5) 専門部会

次の5部を組織し、各部長がこれを招集して専門部事業を行う。

- |                |  |
|----------------|--|
| ・支部長代表部        | 各支部の運営と支部間の連絡調整及び会費徴収に関すること。                         |
| ・施設厚生部         | 主に学校環境の整備・施設厚生に関すること。                                |
| ・校外生活指導部       | 主に児童の校外生活並びに交通安全に関すること。                              |
| ・学年代表部         | 各学級及び学年の教育推進に関すること。                                  |
| ・ <u>教養広報部</u> | 会員の資質向上並びにPTA人権同和教育の推進に関すること。 <u>PTA活動の周知</u> に関するこ。 |

## (PTAサポートーズ)

第10条 本会の活動における役員以外の参加促進、持続的な学校内外の支援等を図るため、PTAサポートーズを設置し、第5条第1項各号に掲げる事業の運営補助及びその他必要に応じた事業の企画運営を行う。

2 メンバー登録等は本部役員を窓口とし、世話を顧問とする。なお、正会員以外も登録できるものとする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1ヵ年とする。補充者の任期は前任者の残任期間とする。役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

(経 費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

(会 費)

第13条 本会の会費額は、毎年理事評議員会において決定する。

(会則の変更)

第14条 会則の制定及び変更は理事評議員会において決定し総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規定の制定)

第16条 本会の運営を円滑に行うために、会則に反しない限りにおいて、理事評議員会の議決を経て、必要な規定を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和55年4月19日から施行する。

(昭和58年4月30日 一部改正)

(平成3年4月20日 一部改正)

(平成4年4月25日 一部改正)

(平成9年4月19日 一部改正)

(平成15年4月19日 一部改正)

(平成18年4月22日 一部改正)

(平成26年4月18日 一部改正)

(平成28年4月29日 一部改正)

(平成30年4月20日 一部改正)

(平成31年4月26日 一部改正)

(令和3年4月 日 一部改正)

## 仁礼小学校PTA会計規定

### (目的)

第1条 この規定は、会則に定めるもののほか、会計の正確かつ円滑な処理に関して必要な事項を定める。

### (会計区分)

第2条 一般会計は、会費・寄付金及びその他の収入を財源とし、会則第5条に定める事業の支出に充てる。

2 特別会計は、一般会計と区分する必要があるときに設置できるものとする。

### (予算及び執行)

第3条 本会の予算は、三役会で編成し理事評議員会の議決を経て、総会の承認を得る。

2 会長は、総会で承認された予算に基づき、計画的効率的にこれを執行しなければならない。

### (会費徴収)

第4条 会費は、正会員の家庭及び学校職員から徴収する。

### (慶弔費)

第5条 慶弔費は、別に定める慶弔規定に基づき支払う。

### (決算)

第6条 本会の決算は、中間報告を当年度の理事評議員会で行い、会計監査を経て翌年度の理事評議員会で承認を得た上、総会に報告する。

### (会計監査)

第7条 監事は年度内の会計を監査し、その結果を翌年度の総会で報告する。

### (充用)

第8条 一般会計の予算を超えて支出を要するやむを得ない事情がある場合は、理事評議員会の議決を経て、特別会計からその資金を繰り入れ、その支出に充てることができる。

### (口座)

第9条 本会の会計事務処理の口座は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

(3) 周年事業積立金

### (帳簿)

第10条 本会の会計処理に関し、必要な帳簿として次のものを備える。

- (1) 会費徴収簿
  - (2) 出納簿
  - (3) 予算書
  - (4) 予算差引簿
  - (5) 決算書
  - (6) 領収書綴
  - (7) 預金通帳
  - (8) その他必要書類
- (その他)

第11条 本規定に定めのない会計執行は、理事評議員会の議決を経て処理することができる。

#### 附 則

この規定は、令和2年4月24日から施行する。

# 仁礼小学校 P T A 慶弔規定

## 1 正会員死亡の場合

- (1) 本会から香料5,000円を呈し、会長が弔意を表わす。
- (2) 学級から香料5,000円を呈し、学級会長が弔意を表わす。

## 2 正会員病気の場合

- (1) 1ヶ月以上入院した場合、本会より3,000円を見舞金として送り、会長が見舞う。学級会長が代行してもよい。
- (2) 事故の場合も同じ。

## 3 児童死亡の場合

- (1) 本会から香料5,000円を呈し、会長が弔意を表わす。
- (2) 学級から香料5,000円を呈し、学級会長が弔意を表わす。

## 4 児童病気の場合

- (1) 1ヶ月以上入院した場合、本会から3,000円、学級から3,000円を見舞金として贈り、学級会長が会長の代行を兼ねて見舞う。
- (2) 事故の場合も同じ。

## 5 正会員が火災等の災害にあった場合

- (1) 本会から3,000円を見舞金として贈り、会長が見舞う。
- (2) 学級から3,000円を見舞金として贈り、学級会長が見舞う。

## 6 会長・副会長・幹事の退任の場合

本会から感謝状のみ贈る。

## 7 その他

### (1) 職員慶事の場合

職員の結婚、出産の祝金を廃止

### (2) 職員の父母・配偶者が死亡した場合

①本会から香料3,000円を呈し、会長が弔意を表わす。

②学級会長から香料を廃止

### (3) 職員転退職の場合

本会から次にかかる内規によって、餞別またはそれに代わるもの贈る。

金額は一律、1,000円

## 8 その他、特別の場合は理事会で決定する。

## 9 本規定により弔意や見舞い、お祝いを受けたときの返礼は一切しない。

## 10 本規定の金額については、年度当初の評議員会において検討し、改正の必要が生じた場合は、総会の承認を得る。

## 11 本規定は、昭和55年9月1日より施行する。

平成3年4月20日一部改正

平成30年4月20日一部改正

# 令和3年度 仁礼小学校 PTA 活動方針

## 1. 活動テーマ

**変わらぬ生活環境の中で親子と学校と地域で活きるを楽しむ！**

## 2. 基本方針

学校教育目標『よく学び よく遊び たくましく』の達成を支えるPTAであるために

- ① 活動を通して共に学び、助け合い、感謝し、笑顔でガンバる姿を子どもに見せましょう。
- ② 子どもの健やかな成長を願い、家庭・学校・地域が共に育み、共に育ちましょう。
- ③ 将来に向けてもう一度活動の目的を考え、次の代につなぎましょう。

## 3. 令和3年度 PTA 活動のポイント

- ① 各専門部における自発的活動
  - \* 子供たちが喜ぶ様な活動内容を考え、保護者の参加を集う
  - \* 各専門部内のコミュニケーションを、メールやラインによる情報や状況の共有
- ② 子育てを知る場、教養を勉強する場（学級懇談会、講演会、研修会、人権学習など）
  - \* 我が子とのコミュニケーションの取り方（褒めて育てるの意味を考える）
  - \* 父親が子供により一層関わりを持つ機会（仁礼小PTA サポーターズ）
  - \* 保護者の皆さんができるだけ多くの行事に参加できる工夫（内容説明など）
- ③ 各種会議の内容充実（理事評議員会などで新しい課題提供）
  - \* 地域の課題を共有、中学校との連携の見直し
  - \* 議題、話し合い内容等を共有し改善へつなげていく
- ④ 児童数、家庭数、担当教職員減少への対応
  - \* 毎年、予算減への会費の見直しも考慮
  - \* 教職員の働き方改革についての今後の賛同
  - \* 各町育成会との連携も視野に
  - \* 三役選考方法の継続した改善と発展
  - \* PTCAの活動推進のための具体的行動（仁礼小サポーターズの拡散、増員）

PTAは会員一人ひとりの自発的な参画によって成り立ちます。仕事や家庭でお互いに忙しい中で、時間を作つて折角やるのでから、たくさんの仲間との有意義な機会にしましよう

# 令和2年度 三役会 活動内容と反省

## 1. 活動の振り返り

### 活動のテーマ「子どもたちと共に育み、地域とつながろう 仁礼小学校！！」

#### 1) 当初のねらい（誰のために、何のために、どんな活動を行う予定でしたか？）

- ◆ 円滑な事業運営・各事業活動の全体統括
- ◆ 年間計画に基づいた具体的な事業施行
  - ① 三役会の開催と運営（年5回／理事・評議員会の前に実施）
  - ② 理事・評議員会（年4回）の議案作成・開催と運営  
⇒今年度はコロナ禍のため年3回開催
  - ③ PTA総会の開催と運営  
⇒今年度はコロナ禍のため中止（書面決議）
  - ④ 予算編成・決算および会計業務（特別会計を含む／令和元年度から会計規定を制定）
  - ⑤ 前年度の反省と申し送りによる将来を見据えた活動方針の策定とフォローアップ
  - ⑥ 各専門部活動のサポートと参加（三役がアドバイザーとして各専門部のサポート）
  - ⑦ 組織検討委員会の開催と運営（児童や世帯の減少に伴い役員の割り当てについて協議）  
⇒専門部の統合（教養部と広報部／来年度より教養広報部新設）  
⇒町別懇談会の廃止（来年度より／校外生活指導部の役員数を削減）
  - ⑧ 令和3年度三役役員選考会の開催と運営（三役役員選考委員会を構成して実施）
  - ⑨ 各種学校行事への協力と参加
  - ⑩ 来年度の活動に向けた引き継ぎ資料の作成
  - ⑪ 仁礼小サポートーズと合同で学校美化を目的とした作業の実施
  - ⑫ PTA会則の改定を協議（来年度より一部改訂）
  - ⑬ 組織検討委員会における来年度の動向精査

#### 2) 当初のねらいに対して活動による成果はありましたか？

##### ・ うまくいった点

- ◆ 各専門部のアドバイザー役として関わることにより、各部のサポートができた。
- ◆ 仁礼小サポートーズにより、PTA作業の事前作業が遂行できた。（学校周辺の美化など）  
今後は仁礼小サポートーズの充実を図りたい。（男性女性問わず募集し活動を増やす）
- ◆ 組織検討委員会を開催し、専門部の統合ならびに活動の見直しを図り、専門部役員の削減を行った。  
会員減少における課題を改善できた。
- ◆ 地域とのつながりを掲げましたが、何もできませんでした。

### 3) 具体的な活動内容

月・日	活動内容	月・日	活動内容
4・6	入学式	10・12	第3回理事・評議員会
4・9	第1回三役会	10・16	音楽会
5・12	第1回東三校連絡会	10・26	臨時三役会
5・19	第1回信州型CS学校運営委員会	11・2	第2回資源回収（～8日）
5・27	第1回資源回収（～31日）	11・5	郡市PTA連合会三委員会合同研修会
6・16	第2回三役会	11・6	組織検討委員会
6・23	第2回理事・評議員会 三役役員選考打合せ	11・10	第2回信州型CS学校運営委員会
7・7	臨時三役会	1・12	第4回三役会
8・29	第1回PTA作業 三役役員選考打合せ	1・21	スキー教室
9・8	第1回三役役員選考委員会	2・8	第5回三役会
9・12	第2回PTA作業	2・16	第1回専門部会 第4回理事・評議員会
9・19	運動会 三役役員選考会第一次選考会 第2回三役役員選考委員会	2・19	第3回信州型CS学校運営委員会
9・25	三役役員選考会第二次選考会	2・22	新旧役員引き継ぎ会
10・1	第3回三役役員選考委員会	3・13	専門部事業計画の個別相談会（予定）
10・6	第3回三役会	3・18	卒業式
		3・22	会計監査

## 2. 活動においてうまくいった点・困った点・改善を要する点など

### （部会運営方法、活動告知方法、備品、司会進行、事業活動の意義について）

#### ・ うまくいった点

- ◆ 仁礼小サポートーズの活動が少しずつ機能し始めている。
- ◆ 各専門部のグループLINEを活用し、部会を開催せずに何とか活動や情報共有ができた。

#### ・ 困った点

- ◆ コロナ禍での運営が本当に大変でした。
- ◆ 郡P研究集会で発表校のため、資料作成に大変苦労した。改善策が必要。（前年度の要望）

#### ・ 改善を要する点や次年度にむけた運営の注意点等

- ◆ 3年に一度回ってくる郡P研究集会発表校の件で、顧問、監事の協力が必要と感じる。  
⇒担当年度で行わず前2年間の会長（三役）のサポートも必要
- ◆ 年々児童数・家庭数の減少が顕著な地区は、役員数・選出方法を見直すべきである。
- ◆ 各専門部役員が研修会や講演会などで参加した時の情報や感想を発表する場がない。
- ◆ クラブ活動のボランティアの情報共有。
- ◆ 信州型CS学校運営委員会の情報共有。

## 3. 来年度への要望・所見

### （「申し送り項目」や「特に引き継ぐべき事業」、「他にやるべき事業」および「予算」、感想や今後のあり方等の提案）

- ◆ 組織検討委員会での協議の結果、専門部の統合や役員の削減に伴う運営状況。
- ◆ PTA作業を単学年にしたことでの運営状況。
- ◆ 入学式での挨拶運動を実施して欲しい。
- ◆ 児童数・家庭数減少に伴う会費・経費の再検討。
- ◆ 資源回収費の減少に伴う特別会計の在り方。